

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月16日

佐伯市長 田中 利明

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

- ・旧佐伯市（変更）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

- ・平成30年11月6日

3 地域の人と農地の現状

- ・旧佐伯市地域は、中山間農業地域が多く、主には水稲が栽培されている。また、麦やイチゴ、ニラ、アスパラガスなどの園芸作物も盛んに栽培されている。

4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

- ・経営体数

法人 8経営体

個人 56経営体

集落営農（任意組織） 組織

5 4から見た中心経営体の確保状況

- ・中心経営体は十分確保されている。

6 将来の農地利用の在り方

- ・担い手に集積・集約化する。

7 6についての農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

8 今後の地域農業のあり方

- ・現在耕作している者は、営農を継続できる期間、自ら農地を維持・管理し、耕作が困難になった場合は、地域の中心となる経営体に集積する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月16日

佐伯市長 田中 利明

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

- ・城村地区（変更）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

- ・平成30年11月6日

3 地域の人と農地の現状

- ・城村地区は、平地の農用地が多く、農道が整備されており、パイプラインも併設されており、水稻などの栽培が盛んな地域である。

4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

- ・経営体数

法人	1 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	組織

5 4 から見た中心経営体の確保状況

- ・中心経営体は十分確保されている。

6 将来の農地利用の在り方

- ・担い手に集積・集約化する。

7 6 についての農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

8 今後の地域農業のあり方

- ・現在、耕作している者は、営農を継続できる間は自分で農地を維持・管理し、耕作が困難となった場合は、地域の中心となる経営体に集積する。
複合化、6次産業化、高付加価値化に取り組み、経営所得の向上を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月16日

佐伯市長 田中 利明

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - ・小中尾地区（木立）（変更）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
 - ・平成30年11月6日
- 3 地域の人と農地の現状
 - ・木立地区の南部に位置し、園芸施設と水田が混在する地域である。木立地区全体で担い手の高齢化が進んでいるが、小中尾地区の園芸分野においては、ここ数年で多くの新規就農者を受け入れている。
- 4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
 - ・経営体数

法人	4経営体
個人	17経営体
集落営農（任意組織）	組織
- 5 4から見た中心経営体の確保状況
 - ・中心経営体はいるが十分ではない。
- 6 将来の農地利用の在り方
 - ・担い手に集積・集約化する。
 - ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
- 7 6についての農地中間管理機構の活用方針
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 8 今後の地域農業のあり方
 - ・今後、担い手の高齢化にともなって農地が空いたときには、原則、農地中間管理機構を活用し、園芸分野においては、新規就農者の円滑な受け入れを目指す。
 - また、水田分野においては、担い手へ集積し、規模拡大と効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月16日

佐伯市長 田中 利明

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - ・米水津地区（新規）

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
 - ・平成30年11月6日

- 3 地域の人と農地の現状
 - ・米水津地区の農地は主に畑地であり、海辺の気候を生かした柑橘類の栽培が盛んである。新規就農者の参入が見込まれる集落もある一方で、米水津全体としては農業者の高齢化による担い手不足が懸念されている。

- 4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
 - ・経営体数

法人	1 経営体
個人	1 4 経営体
集落営農（任意組織）	組織

- 5 4 から見た中心経営体の確保状況
 - ・中心経営体はあるが十分ではない。

- 6 将来の農地利用の在り方
 - ・担い手に集積・集約化する。
 - ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
 - ・面積の小さい農地については、定年退職者等を対象に貸し出す。
 - ・温暖な気候を生かし、野菜の作付に取り組む。

- 7 6 についての農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

- 8 今後の地域農業のあり方
 - ・農業の担い手不足、高齢化等の問題に対応するために、新規就農や企業参入を促す目的で、農地中間管理機構を活用した農地の集約、基盤整備などを行う。
 - ・耕作放棄地となる見込みの農地で、面積の小さいものは、定年退職者等を対象に貸し出す。
 - ・新規就農者を地域全体でフォローする体制をつくる。
 - ・果樹のほか、野菜をつくり販売する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月16日

佐伯市長 田中 利明

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - ・直川地区（変更）

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
 - ・平成30年11月6日

- 3 地域の人と農地の現状
 - ・本地区は、佐伯市の西部に位置し、主に小規模農家が水稻の作付、農事組合法人が麦・大豆の作付をすることにより農地の高度利用を図っている。しかし、一方で担い手の高齢化が進んでいることが課題となっている。

- 4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
 - ・経営体数

法人	5経営体
個人	26経営体
集落営農（任意組織）	組織

- 5 4から見た中心経営体の確保状況
 - ・中心経営体はあるが十分ではない。

- 6 将来の農地利用の在り方
 - ・担い手に集積・集約化する。
 - ・耕作放棄地を解消する。

- 7 6についての農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

- 8 今後の地域農業のあり方
 - ・自力で耕作できる間は、営農を継続し、耕作できなかつた時は、地域の中心となる経営体に集積する。